

大分県過疎地域持続的発展方針の概要

○方針の位置づけ・期間

- ・県が行う過疎地域の持続可能な地域社会の形成等のための大綱であり、かつ過疎地域市町村が持続的発展計画を定める際の策定指針
- ・現方針は、令和3～7年度（5年間）
- ・次期方針は令和7年度中に策定し、期間を令和8～12年度（5年間）とする

○方針に定める事項

- ①基本的な事項
- ②移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
- ③農林水産業、商工業、情報通信産業、産業振興及び観光の開発に関する事項
- ④情報化に関する事項
- ⑤交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
- ⑥生活環境の整備に関する事項
- ⑦子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- ⑧医療の確保に関する事項
- ⑨教育の振興に関する事項
- ⑩集落の整備に関する事項
- ⑪地域文化の振興等に関する事項
- ⑫再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

大分県過疎地域持続的発展方針（法第7条）

過疎対策事業に対する各種財政措置を受けるためには、方針・計画を策定することが必要

国との協議（法第7条第4項）

市町村議会の議決（法第8条第1項）

方針に基づき策定

市町村過疎地域持続的発展計画（法第8条）

過疎債〔充当率100%/元利償還金の70%が交付税措置〕の発行には市町村計画の策定が必要

方針に基づき策定

大分県過疎地域持続的発展計画（法第9条）

- ・「過疎地域等政策支援員」の取組による特交措置
- ・基幹道路の都道府県による代行実施 には県計画の策定が必要

○方針の構成（案）

I 基本的な事項

- 1 過疎地域の現状と問題点
- 2 過疎地域の持続的発展の基本的方向
- 3 広域的経済社会生活圏の整備計画等との関連
- 4 市町村計画における過疎対策事業債の活用のあり方

II 安全で安心して暮らせる地域づくり『安心』

- 1 子育て満足度日本一を目指す取組
- 2 高齢者、障がい者などが地域で安心して暮らせる社会の構築
- 3 県民の安全・安心の確保
- 4 多様性を認め、互いに支え合う社会の構築
- 5 持続可能な環境づくりの推進

III 県民が元気に活躍できる地域づくり『元気』

- 1 自ら考え・動き・みんなで実現する元気な農林水産業
- 2 力強く元気な経済を創出する産業の振興
- 3 地域の特色を活かしたツーリズムの推進と観光産業の振興
- 4 多様な人材が活躍できる環境づくりと産業を支える人づくり
- 5 芸術文化による創造県おいたの発展
- 6 「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進

IV 新たな魅力を生み出し、未来を創造する地域づくり『未来創造』

- 1 地域の持続的発展に向けたハード・ソフトにわたる基盤整備
- 2 地域の未来を担う人材確保と魅力ある地域社会の形成
- 3 大分県版カーボンニュートラルの推進
- 4 デジタル社会の実現と先端技術への挑戦
- 5 変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む「教育県大分」の創造